学校におけるいじめの認知基準チェックリスト

県教育委員会では、学校や保護者等から連絡・相談を受けた際、学校に対して、「いじめ」に対する認識や組織的な対応について指導・助言することがあります。中には、法の定義に基づく認知や学校組織としての対応に課題が見られるケースもあります。いじめはどこの学校でもどの子どもにも起こりうるものであるという認識に立ち、子どもたちを守るため、被害性に着目した積極的な認知、組織としての対応が適切になされるようにしていくことが大切です。そこで、過去の具体的な事例を基に、学校がいじめを認知する際に陥りがちな点を『学校におけるいじめの認知基準チェックリスト』としましたので、研修会等でご活用いただき、学校の対応について確認してください。

いじめ防止対策推進法

第１条（目的）この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることによりいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第２条（定義）この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１．　中学1年生の生徒Ａは、入学したときから粗暴な言動があった。担任はその都度指導するとともに、保護者にも協力を求め、指導を継続していた。しかし、指導が慢性化する中で担任の指導が次第に緩くなり、生徒Ａが生徒Ｂに対してからかいの発言を行った際、担任は生徒Ａを指導したが、「いじめ」としての認識がなく、他の教員に共有しなかった。結果として、生徒Ａは担任のいないところで生徒Ｂをからかっており、多くの教員の目で生徒Ｂを見守ることができず、生徒Ｂは長期間学校を欠席することとなった。

「いじめ」の疑いがある事案について、担任または一部の教員が事案を抱え込むことなく、学校の中で認知・共有し組織的に対応していますか。

２．　高校１年生の生徒Ａは、日頃から友人にきつい口調で接する時があり、学校行事の種目決めをきっかけに、クラスでも部活動でも人間関係がうまくいかなくなった。生徒Ａが担任に「友人とトラブルになっている」と訴えたため、担任を中心に学校全体で対応したが、本人から「いじめ」との申告が無かったため、学校は「いじめ」と認知しなかった。その後、生徒Ａは年度末まで学校を欠席し、保護者から「いじめとして対応していなかったのではないか」との指摘を受けた。

「いじめ」としての訴え等が無くても、被害の実態に着目して認知していますか。

３．　高校の部活動で２年生の一部が複数の１年生に暴力行為を行っており、１年生の中には退部する者もあった。やがて、耐えかねた１年生から部顧問に申告があり、学校では暴力行為として加害行為を行った２年生を厳しく指導したが、「いじめ」としては認知しなかった。

「暴力行為」と「いじめ」など、複数の項目に該当する場合、適切に認知していますか（該当する項目すべてにおいて認知し、報告する必要があります）。

４．　小学２年生の児童Ａは、児童Ｂの鉛筆を隠し、児童Ｂが探している姿を見て面白がるという悪戯をしていた。児童Ｂはその行為に対して嫌な気分になったため、休み時間に児童Ａの筆箱から鉛筆を取り、隠すつもりでゴミ箱に鉛筆を入れた。担任はトラブルとして指導したが「いじめ」とはせず、双方の嫌な気持ちに寄り添うことなく終わらせた。

両者がいじめの被害者であり、加害者でもあるというケースがあります。このようなケースにおいても適切に「いじめ」としての認知を行っていますか。

５．　中学３年生の生徒Ａは授業で指名された際、見当違いな発言をすることがあり、生徒Ａが指名されるとクラスの生徒はクスクス笑ったり、からかうような発言をすることがあった。教科担当の教員は、その都度、からかうなどした生徒を注意していたがある日、クラスの生徒の１人から「これはいじめではないか。」と担任に相談があった。

いじりやからかいであっても、その行為によって児童生徒が嫌な思いをしている場合、「いじめ」と認知していますか。

６．　高校１年生の生徒Ａと生徒Ｂは同じクラブに所属していたが、関係がギクシャクしていたため、部顧問の先生が間に入って話し合いの場を作り、解決した。しかし、その日の夜、生徒Ａは、ＳＮＳで「楽しんで頑張っていたのに、ほんと面白くない。最低！」と書き込みを行った。それを見た生徒Ｂはショックを受けて部顧問に相談したが、部顧問から「生徒Ａは、塾で嫌なことがあったので、生徒Ａに悪気はない。」と言われ、学校を数日間欠席した。

被害性に着目せず、加害者の言い分を聞いて、悪気がないからといって「いじめ」と認識しなかったことはありませんか。

７． 小学５年生の児童Ａは、よく忘れ物をする児童であり、忘れ物をする度に周りの児童から「Ａ君、忘れ物したらあかんよ」や「時間割ちゃんと合わせている？」等の言葉をかけられていた。担任は児童Ａのためを思った周囲の言葉がけだと考え、特に問題にしていなかった。ある日から、児童Ａの欠席が続き、保護者から「Ａがいじめられている」との訴えがあった。

　　　 好意で行ったことであっても、意図せずに相手の児童生徒に嫌な思いを感じさせ

てしまう場合があります。このようなケースにおいても「いじめ」と認知していま

すか。（指導にあたっては、「いじめ」という言葉を用いずに、相手の気持ちを考

えさせる指導を行うなど、柔軟な対応も可能）

８．　同じクラスの２人が相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方の生徒がスマホの記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方の生徒が、自分の方がひどいことを言われていると主張した。教員が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため「けんか」と判断し、双方に指導した。

　　 　　児童生徒間でなされた行為を「けんか」と捉えて、「いじめ」と認識しなかっ

たことはありませんか。（一般に「けんか」と捉えられる行為は、何らかの心身

の苦痛を生じさせるものであり、双方が「いじめ」の被害者であり、加害者であ

る場合が多くあります。）

９．　高校1年生の生徒Ａは、学校で私物がなくなるということがあった。学校は生徒らへ聞き取り等の指導は行なったが、誰がやったのか不明であったため、「いじめ」としての認知はしなかった。

 　 　被害者が苦痛を感じている行為について、行為者が分からない場合でもいじめ

として認知していますか。

10．　高校３年生の生徒Ａは、同じ部活動の1年生からよくからかいを受けていた。部顧問は生徒Ａに聞き取りを行い下級生にも指導した。その後、生徒Ａは部活動を退部した。

年齢差、立場に関係なく「いじめ」として認知していますか。

11．　高校1年生の生徒Ａは、放課後に通っていた塾等で他校に通う同じ中学校出身の生徒Ｂから嫌がらせを受けていた。担任は面談で話を聞いていたが、他校の生徒及び校外での出来事であるため、いじめとしては認知しなかった。

　 　行為者が他校の生徒等であっても、「いじめ」として認知していますか。(こ

　 のようなケースでは、他校と連携した対応が必要です。）

12．　小学５年生の児童Ａは、児童Ｂ、児童Ｃと休み時間によくプロレスごっこをして遊んでいたが、だんだん過激になってきた。同じクラスの児童が担任の先生に「プロレスごっこで児童Ｂと児童Ｃが児童Ａにやっていることは、やりすぎだと思う。」と相談した。担任が児童Ａに確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、いじめと認知しなかった。

児童生徒が苦痛や嫌な思いを訴えなくても、その表情や態度等を注意深く観察し、適切に「いじめ」を認知していますか。